

令和8年度

生徒心得

静岡学園中学校・高等学校

本校生徒として守るべき心得を、以下のように定める。

1. 学業心得について

(1) 登校は、学校で規定している時刻を守らなければならない。

- ・規定は、登校時刻 午前 8 時 00 分
- ・ただし、上記については学年部の指導により変更することがあるので、学級担任の指示に従う。
- ・図書館、静学ホール等を使用しての自習時間は実施する部屋の規定に従う。

※ 悪天候時の登校については

① 各自が通常家を出る時刻で

- ・特別警報もしくは暴風警報の発令されている地域が本校または自宅を含む場合、自宅待機とする。
- ・JR静岡駅を含む区間、または静岡鉄道等の公共交通機関が不通の場合、自宅待機とする。
- ・警報が解除され、公共交通機関の運転が再開した時点で、登校を再開する。

② 午前 10 時の時点でも①の自宅待機の状態が続いている場合は、休校（家庭学習）とする。

③ ①・②のほか、通学区域の事情などにより保護者の判断での自宅待機も可能とする。（その場合、保護者から学級担任にその旨を連絡する）

(2) 病気その他の理由で欠席・遅刻・早退をする場合は、原則として保護者より学級担任に申し出る。

(3) 始業時刻から終業時刻までは、原則として校外に出てはならない。必要により外出する場合は、担任に届け出て外出許可を受けて外出し、帰校した際に報告する。

(4) 学業に関係ない物は、校内に持ち込んで서는ならない。（化粧品、菓子類、雑誌、漫画等）

(5) 携帯電話については、

- ・親子連名で誓約書を提出し、学校で登録した者のみ校内持ち込みを許可する。ただし、中学校は預かり制。（別途連絡）
- ・校内では、始業時刻から終業時刻までは電源を切り、ロッカーにしまっておく。ただし、アンケート等の実施により、許可された場合はこの限りではない。

2. 服装・その他心得について

教職員と生徒が互いに尊重し合い、快適な学校生活を送れる環境を作ること、生徒が場面に応じた服装や頭髪を選択を通じて必要な判断力と社会で通用する力を身につけること、そして授業や学習に集中できる環境を整えることを目指しています。

- (1) 制服・体操着は本校指定のものを着用する。
- (2) 靴下は、華美・派手でないものを使用する。
※白・黒・紺の単色を原則とする。
ベルトは黒系統のものを原則とする。
- (3) 靴は、華美・派手でないものを使用する。※黒系統のものを原則とする。
- (4) Yシャツ(長袖・半袖)、ポロシャツとも本校指定のものを着用する。
 - ・長袖シャツは、ズボン・スカートの中に入れる。
 - ・半袖シャツは、ズボン・スカートの外に出しても良い。但し、上着・セーター・ベストを着用する場合は、外に出ないように、ズボン・スカートの中に入れる。
- (5) スカートを折ったり、加工してはならない。
 - ・膝にかかる長さを基準とする。
- (6) リボン・ネクタイは正しく着用する。
 - ・シャツの第一ボタンを閉める。
- (7) 必要に応じ、タイツ・ストッキングの着用を認める。※黒・ベージュを原則とする。
- (8) ベスト・セーターについては、各自必要に応じ、本校指定のものを着用する。
- (9) 通学用バッグは、華美・派手でない通学用にふさわしいものを使用する。
※黒・紺・茶系を原則とする。
(中学校は、黒を基準色とした独自のルールを定める。)
- (10) 頭髪は静岡学園の生徒にふさわしい清潔なものとする。加工(色・パーマ・つけ毛等)を禁止とする。
- (11) アクセサリー(ネックレス・指輪・ピアス・イヤリング・ブレスレット状の時計など)の使用を禁止とする。
- (12) 化粧は禁止とする。眉毛を剃ったり、爪を伸ばしたり、マニキュアをしたりしてはいけない。リップクリームの使用は無色のもののみ認める。
- (13) 傷病等の理由により略装または異装を必要とする場合は、学級担任に届け出て許可を得なければならない。
- (14) 衣替えの時期は特に定めない。但し、入学式・卒業式・開校記念式等の式典については正装(上着着用、Yシャツ・ネクタイ・リボン着用(女子、男子新制服)、黒系の靴)とする。但し、開校記念式においては、気温上昇のため正装でない場合もありえる。

3. 校外生活の心得について

- (1) 外出の際は生徒手帳・身分証明書を携行する。
- (2) 旅行をする場合は、保護者の承認を受け、学級担任、生徒課に届け出て許可証を得なければならない。(生徒同士の外泊を伴う旅行は認めない)
- (3) アルバイトは原則として禁止する。
- (4) 原動機付自転車・自動二輪・自動車等の運転免許については取得を認めない。
- (5) 校外で事故を起こした場合には、直ちに警察及び担任に連絡する。

4. 通学心得について

○徒歩での通学

- (1) 交通道德・交通法規を厳守し、安全に通学すること。

○自転車通学

- (1) ライト（自動点灯式を推奨）・尾灯・ブレーキ等が整備された自転車で、前後に施錠できるものを使用すること。また、ハンドルの角度を変えるなどの改造を禁止する。なお、通学用自転車はシティサイクルを原則とし、ロードバイク、クロスバイク、マウンテンバイクは禁止とする。加えて、前輪泥よけのあるスタンド付きの自転車を使用すること。
- (2) 交通道德・交通法規を厳守すること。雨天時はレインコートを着用すること。
禁止事項：1 信号無視 2 指定場所一時不停止 3 二人乗り 4 並進走行
5 無灯火 6 通行区分違反（右側通行・歩道の不適切利用）
7 その他（携帯電話・ヘッドホン等の使用）
- (3) 駅やバス停を利用する場合は、指定された駐輪場に駐輪すること。
- (4) 自転車通学希望者は所定の手続きにより許可を得て、許可証を通学用自転車に添付すること。許可のない自転車登校は禁止する。また、本校に駐輪する際は、指定された場所に整頓して置くこと。
- (5) 本校推薦の学生総合保険など、対人・対物賠償責任保険を含む保険に必ず加入すること。あわせて、TSマーク付帯保険の付いた自転車の利用を推奨する。
- (6) ヘルメットの着用について
中学生は着用を義務とする。高校生についても安全確保の観点から着用を推奨する。

5. 整備心得について

- (1) 常に校舎内外の清潔・整頓に留意する。
- (2) ゴミは校内に持ち込まない。また、持ち込んでしまったゴミは必ず持ち帰る。
- (3) 校舎・校具等は大切に取り扱い、万一破損した場合は担任を通じて事務へ届ける。
- (4) 授業外に校舎・校具、運動場を使用する時は、担当職員の許可を受ける。
- (5) 戸締りは最後に退出するものがその責任を負う。

6. 諸届・諸願についての心得

下記の届け出・願い書はすべて保護者の署名捺印の上、学級担任を通じ学校長に提出する。

(1) 届け出を必要とする場合

① 忌引

父母 5 日、祖父母・兄弟・姉妹 3 日、曾祖父母、伯叔父母・姪甥 1 日（様式 1）

② 長期欠席

欠席がひき続き 7 日以上に及ぶときは医師の診断書を添え提出（様式 6）

③ 現住所の変更・下宿先の変更（様式 7）（様式 10）

④ 保護者・保証人の変更（様式 11）

⑤ 遅刻、早退（生徒手帳末尾の「諸届欄」）

(2) 願い書を必要とする場合

① 休学、転学、退学、復学（様式 2・3・4・5）

② 外部団体加入（様式 8）

③ アルバイト（様式 9）

④ 証明書（成績、卒業、卒業見込、在学身分）の交付

⑤ 校舎・校具を借用し集会を催す場合

⑥ 自転車通学の希望（通学心得参照）

⑦ 異装・外出（生徒手帳）

⑧ 旅行（別紙）

⑨ 携帯電話（別紙）

7. 検査・指導について

- (1) 学校はこの内規を徹底させるため、種々の検査・指導を実施する。
- (2) 学校は必要に応じて、生徒のロッカーを空けて検査を実施する。
- (3) 上記内規の指導に従わない場合は、学則の規定による懲戒の対象となる。

学則抄

(懲 戒) 学校長は教育上必要であると認めた場合は、生徒に対して懲戒を行うことができる。

ただし、退学は次の各号に該当するものに対してのみ行うことができる。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
3. 正当の理由がなくて出席常でない者。
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。